

対象規定	現状	改定後
普通預金取引規定	12(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	12(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
貯蓄預金取引規定	13(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	13(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
決済用普通預金規定	14(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	14(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

対象規定	現状	改定後
納税準備預金規定	13(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	13(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
当座勘定規定 (一般当座用)	第25条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	第25条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
当座勘定規定 (個人当座用)	第25条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	第25条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の<u>指定する期限、方法にしたがって</u>お取引店に届出てください。<u>正当な理由なく指定した期限までに</u>新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、<u>届出のあった在留期間満了日以降の</u>入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(改定箇所：下線部)

対象規定	現状	改定後
当座勘定規定 (専用約束手形口用)	第22条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の指定する方法によってお取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	第22条(取引等の制限) (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当行の <u>指定する期限、方法にしたがって</u> お取引店に届出てください。 <u>正当な理由なく指定した期限までに</u> 新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、 <u>届出のあった在留期間満了日以降の</u> 入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。